

平成十四年三月

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界
知的所有権機関を設立する条約第九条(3)の改正の説明書

外
務
省

目次

ページ

一 概説	一
1 改正の成立経緯	一
2 改正の受諾の意義	一
3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 改正の内容	二
三 改正の効力発生	二
四 改正の実施のための国内措置	二
(参考)	三

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 世界的所有権機関（以下「機関」という。）は、知的所有権（工業所有権及び著作権等）の全世界にわたる保護の促進及び関係諸同盟（工業所有権の保護に関するパリ同盟、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ同盟等）の管理に関する協力の確保を目的として、昭和四十二年（千九百六十七年）に作成された世界的所有権機関設立条約（以下「条約」という。）に基づき昭和四十五年（千九百七十年）に設立された国際連合の専門機関である。我が国は、昭和五十年（千九百七十五年）に同条約を締結した。機関の加盟国は、本年二月十五日現在、百七十八箇国に達している。

(2) 機関事務局長（以下「事務局長」という。）は、機関を代表し、事業計画案及び予算案等を作成する等の任務を負うが、その任期については、六年以上の一定期間とされ、さらに、一定の任期をもって引き続き任命されることができるとされているほかは、機関の一般総会で定めることとされている。

(3) 平成十年（千九百九十八年）九月、機関の最高の内部機関である一般総会は、事務局長の任期について任期を六年とした上で二期限りとし及びこれを条約の改正に反映させるべき旨の決議を行った。これを受け、平成十一年（千九百九十九年）九月に開催された第十七回締約国会議において、事務局長の任期を制限することを内容とする改正案が採択された。

2 改正の受諾の意義

この改正は、事務局長の任期を制限することを内容とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、機関の運営の円滑化に貢献するとの見地から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

この改正は、機関の運営を円滑化するために行われるものである。機関を通じて知的所有権保護の分野における国際協力を推進し、当該分野の更なる発展に貢献するとの見地から、我が国がこの改正を早期に受諾してその早期発効に貢献することが望ましい。

二 改正の内容

この改正は、次のとおりであり、この結果、事務局長の任期は、六年に固定され、六年の任期をもって一回に限り再任されることができることとなる。

改正後	改正前
第九条 国際事務局 (3) 事務局長は、六年の任期をもつて任命される。事務局長は、六年の任期をもつて一回に限り引き続き任命されることができ、任命に関するその他のすべての条件は、一般総会が定める。	第九条 国際事務局 (3) 事務局長は、一定の任期をもつて任命されるものとし、その任期は、六年以上とする。事務局長は、一定の任期をもつて引き続き任命されることができ、当初の任期及びその後の任期並びに任命に関するその他のすべての条件は、一般総会が定める。

三 改正の効力発生

この改正は、条約第十七条(3)の規定に基づき、締約国会議が改正を採択した時に改正の提案について投票権を有していた機関の加盟国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾の通告を事務局長が受領した後一箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

1 作成 平成十一年九月二十四日 ジュネーヴにおいて採択

2 効力発生 平成十四年二月十五日現在 未発効

3 締約国 平成十四年二月十五日現在 三十七箇国

アンドラ、ベナン、ブラジル、ブルキナ・ファソ、カナダ、チリ、デンマーク、ドミニカ国、エクアドル、フィンランド、グアテマラ、インド、アイルランド、ヨルダン、大韓民国、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、マダガスカル、モリシヤス、モルドヴァ、ニジェール、ナイジェリア、北朝鮮（＊）、パナマ、ポーランド、セント・ルシア、サウディ・アラビア、セネガル、スロヴェニア、スペイン、スリ・ランカ、スイス、タンザニア、タイ、トルコ、ウガンダ、ヴァチカン、ヴィエトナム

（＊ 我が国は、国家として承認していない。）